

Title	福沢諭吉関係新資料紹介(福沢諭吉書簡)
Sub Title	Letters and memorandum by Yukichi Fukuzawa: latest findings
Author	福沢研究センター(Fukuzawa kenkyu senta)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2009
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.26, (2009.) ,p.211- 225
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20090000-0211

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉関係新資料紹介（福沢諭吉書簡）

福沢研究センター

『福沢諭吉書簡集』（岩波書店 平成十三～十五年 以下『書簡集』と略す）未掲載で、『近代日本研究』第二十四卷刊行以降見出された書簡を載録する。発信年月日順とし、体裁はすべて『書簡集』の形式に従った。主な原則は次の通りであるが、詳しくは『書簡集』第一巻所収の凡例を参照されたい。なお、書簡番号は『書簡集』の番号を追うものである。

凡例

- 一、原則として常用漢字の字体を用いたが、慶應義塾など若干の固有名詞には、原文の字体を残した場合もある。
- 二、異体字、俗字、或いは書き誤りと思われる文字は、正体に直した。
- 三、仮名づかいは、原則として原文のままとした。ただしひら仮名・かた仮名の判別がつかない文字は、かた

仮名字体で表記した。

四、変体仮名はひら仮名に改めたが、助詞として用いられている次の文字は、原文の字形を残し、小活字右寄せで印刷した。は(も)、て(而)、え(江)

原文が確認できない書簡の場合も、漢字の字体で表記されている「者」「而」「江」が助詞として使われている場合には、右の字体を用いた。

五、濁点・半濁点は原文のままとした。

六、合字は、使用頻度の高いか(より)、ゞ(しめ)は原文の字形を残した。頻度の低い件はトキ、片はトモ、ㄣはことと表記した。

七、原文では句読点はほとんど打たれていないが、編者の判断により適宜これを補った。

八、発信年月日が推定でしか示すことができないものには、「カ」を付した。

九、本文の後に【】を付して書簡の大意を示した。

十、封筒に関する事項は、書簡の理解に必要と判断されるものだけに限った。

二五九六 慶應義塾出版社 明治十四年十二月三日

記

一時事小言 老部

右此者へ御附与可被下候。

十二月三日

出版局 御中

福 沢 諭 吉

【訪ねた者に『時事小言』を一冊与えるように依頼する】

○慶應義塾出版社は、明治二（一八六九）年十一月に福沢屋諭吉の名で書物問屋組合に加入し出版事業を行っていた福沢諭吉が、五年八月ごろに立ち上げた出版社。当初は慶應義塾出版局の名称で、七年に慶應義塾出版社と改称し、株券を発行する合資組織となった。○『時事小言』の出版年と、次に掲げる飯田三治宛書簡とともに保存されていた経緯から、発信年を明治十四年と推定した。

二五九七 飯田三治 明治十四年月未詳三日

時事小言無表紙之方、却而宜布入用御座候ニ付、十部無表紙仮綴ニ而御遣し被下度奉願候。以上。

三日

飯田様

福 沢

【無表紙仮綴の『時事小言』十部を届けるよう依頼する】

○「飯田」は飯田三治。中津出身で福沢の遠縁にあたる。明治四（一八七一）年十二月慶應義塾入学。福沢家で書生として働いていた。一時期中津に戻っていたが、国会開設請願運動を機に上京したといわれるので、ちょうどこのころには再び福沢家に寄宿して働いていたと思われる。『書簡集』第四卷(ひと)2。○『時事小言』の出版年から、明治十四年の発信であることがわかる。

二五九 金場小平次

明治二十年三月二十二日

春暄之時節、益御清寧奉賀候。陳ハ謹次義兼而拙宅へ寄留致居候処、此ほと勢州四日市之商人ニ而水谷孫右衛門と申者有之。兼而迁生と懇意之間柄、或る日不図謹次之事を話し出し、都合次第ニ而水谷家之養子ニ貫受度旨申聞候ニ付、夫れハ至極之事なれとも、親元ハ相談も不致而ハ不叶云々と答へ、又水谷之方ニ而も容易ニ決断可致義ニも無之、相互ニ様子見合ひし為メ、暫く府下小網町下里シキヤ（是も勢州之米商、水谷氏懇意之家なり）之家へ参り居候処、両三日前水谷氏拙宅へ参り、養子ニ致スニ付而も少々学問之執行為致度、就而も其学資金とて金五十円拙宅へ預ケ候。以上之次第いまだ養子之談判を取極候訳けニも無之候得共、先方今日之処ハ先ツ貰ひ受け度様子ニ有之候。就而も貴家之思召ハ如何。養子と申而も先方之養父ニ別段之考あるニもあらず、唯商人ニ仕立度と申までなり。且水谷之家ハ近來水油製造等ニ而随分手広ニ仕事致し居り、四日市ニ而も屈指之商人好き先き柄ト迁生ハ存居候。何卒御相談之上御決断被下度、いよ／＼左様相成候上ハ、何も御心配ニ及不申、拙宅ニ而も宜敷様取斗可申存候。畢竟謹次之性質愚かならざる所を見抜かれて右之次第、事之誠否マコト扱置御満足之御事奉察候。右要用而已申上度、早々御報奉待候。以上。

三月廿二日

金場小平次様

諭 吉

尚以本文水谷之方ハ、今日いよ／＼決したる義ニも無之、孫右衛門氏も過日来在京之処一度ひ四日市へ帰り、又五月頃ニも出京と申事二候間、貴家之思召ハ早々御返事可被下候。以上。

〔金場小平次の子謹次と伊勢四日市の商人水谷孫右衛門との養子縁組を仲介する〕

〔封筒表〕 撰州兵庫西出町 金場小平次様 親展 〔封筒裏〕 封 東京三田 福沢諭吉出

○金場小平次は、神戸の廻船問屋。中津藩と関係が深かった商人で、明治四（一八七二）年の藩の商法局の書類には、藩内産物の売り捌きや交易の際、資金欠乏の折には「馬関徳永安兵衛、兵庫金場小平治方より為替金の借入又は中津蔵米切手を抵当として借入れを為せり」とある。三木作次郎編纂発行『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』。西沢直子「奥平家の資産運用と福沢諭吉」『近代日本研究』第11巻（慶應義塾福沢研究センター、一九九四年）。○「謹次」は、「水谷謹治」名で慶應義塾入社帳に記載がある。明治二十年五月四日の入学で、生まれは三年三月。三重県伊勢国桑名郡四日市蔵町平民孫右衛門長男とあり、保証人は福沢諭吉である。『慶應義塾入社帳』（復刻版、慶應義塾、一九八六年）第三卷三六八頁。○「下里」は下里貞吉。三重県桑名の素封家で、次男勘右衛門、三男栄之助がともに慶應義塾に入学している。書簡〇四〇（『書簡集』第五卷所収）参照。○発信年は封筒の発受信印および謹次の慶應義塾入学時期から、明治二十年と考えられる。

二五九九 福沢桃介

明治二十四年五月六日

唯今新一帰来、御手紙拝見留守宅様子承候。此方一同無事。おしゅんも至極宜しく、毎日度々入浴候。別して快よしと申居候。天気さへ好ければ、少しッ、運動も致居候間、御安心被下度、お祖母様へ宜敷御申上げ可被下候。

住居を取崩し、元ト今泉之処の古材を広尾の方へ用るハ勿論之事なり。可相成丈け古きものニ而間を合せ、新ニ材木を買はぬやう大工へ御申聞可被下候。

檜の木を売るよりも薪ニ致すやう万蔵之立案甚妙なり。都て万蔵へ一任して可然。

万蔵が手紙参り、池之浚方も近き取掛り候よし。右ハ同人にも申聞示候通、植木や之常次郎へ申付け、請負ならで常用ニ致候義ニ付、万蔵が都て監督致し、毎日何人之人足参りて何事を致したるやと常次郎が帳面を出して、万蔵之検閲を経るやうニ致し、常も大儲をせぬ代りニ請負ニ損をせざるやう、真之出入之者の働く処にして永久之利を失はざる方可然。其意味を以て池浚ニ限らず、広尾庭園一切之仕事を申付る積りなり。

軍艦比叡金剛歓迎会とか申して義捐之事を申参候。右ハ唯御多分ニ洩れざるのみ。一太郎へ相談又交詢社之人々へ謀りて、出す金ならば出してやるべし。但し其高ハ外々の振合も可有之存候。

右御返詞まで要用而已。勿々如此御座候也。不一

五月六日 午前十一時前 湯本福住

論 吉

桃介様

【三女俊の療養の様子を告げ、本宅や広尾別邸の改築や庭園整備の算段、軍艦比叡金剛歓迎会義捐金拠出について述べる】
○「桃介」は福沢桃介。福沢次女ふさ（房）の夫で、養子縁組をした。明治元（一八六八）年武蔵国横見郡荒子村（現埼玉県比企郡吉見町）の岩崎紀一次男として生まれ、十五年十月慶應義塾に入学。アメリカ留学後結婚、北海道炭礦鉄道会社、王子製紙会社などに勤務、日露戦争前後に株式投資により富を築き、のちには多くの電力会社の社長を務め、特に大同電力の社長として積極的に木曾川水系の電源開発を進めた。昭和十三（一九三八）年歿。『書簡集』第六卷(1)と14参照。○「おしゆん」は福沢の三女俊で、この年三月帝国大学医科大学附属病院で浜田玄達による卵巣嚢腫摘出の大手術を受けた。書簡【五九（『書簡集』第七卷）参照。○「お祖母様」は福沢の妻きん（錦）の母はま。○「今泉」は福沢の妻錦の姉たう。○

〔広尾〕は明治十二年から別邸として使っていた土地。通称「狸蕎麦」とも呼ばれ、現在でいえば東京都港区白金五丁目と恵比寿二丁目あたりになる。○「万蔵」は高仲熊蔵。長く福沢家に勤め、万蔵と呼ばれていた。中村仙一郎著中村文夫編『聞き書き・福沢諭吉の思い出―長女・里が語った、父の一面―』（近代文芸社、二〇〇六年）。○「常次郎」は姓未詳。出入りの植木屋でこの年の一月にコレラで妻を失っている（書簡番号五五五）。○「軍艦比叡金剛歓迎会」は前年に遭難したトルコ船エルトゥール号の生存者をトルコに送り届けた二軍艦の帰還を歓迎する会。○発信年は俊の病氣や軍艦比叡金剛歓迎会から、明治二十四年であることがわかる。

二六〇 今岡義一郎 明治三十一年二月十七日

【学事の維持拡張に用いる慶應義塾基本金募集に際し、各地方における維持委員のひとりとして、尽力を依頼する。『書簡集』第九卷所収書簡三三とほぼ同文につき本文省略】

○今岡義一郎は島根県出雲国神門郡神西村（現出雲市神西町）の出身で、明治六（一八七三）年三月の生まれ。二十七年五月に慶應義塾に入学している。○本文封筒ともに代筆。

〔封筒裏〕^⑧ 絨 東京市芝三田二丁目二番地 慶應義塾社頭 福沢諭吉

〔封筒表〕 島根県松江市 今岡義一郎殿 親展

二六一 堀越角次郎 年月日未詳

〔七〇〕
□月六日

堀越七百円之預り書

但し炭礦株券を売る二付

【炭礦株券を売却する代金として七百円を預かる】

〔封筒表〕 大伝馬町 堀越様 三田 福沢

〔封筒裏〕

○堀越角次郎は二代目。堀越文右衛門の次男。天保十(一八三九)年上州多故郡吉井村(現群馬県多野郡吉井町)に生まれ、嘉永四(一八五二)年から家業のマル文大伝馬町店で働く。明治十二(一八七九)年二代目角次郎を継承。二十八年歿。『書簡集』第六卷(七)と16参照。○升目のある紙(帳簿の一片か)の裏側を利用して作製した封筒に書かれている。さらに右に掲げた表書のある封筒に納められていたが、『書簡集』ではこの封筒には別の書簡(書簡番号四〇五 年未詳五月十九日付)が入っていたとされている。

以下の書簡は、『書簡集』掲載時には原本との校訂ができず、やむなく『福沢諭吉全集』(岩波書店、昭和四十四〜四十六年)から採録したが、このほど原本が判明し校訂作業を行うことができた。注についてはそれぞれ『書簡集』の各頁を参照されたい。

五四五 菅 治兵衛

明治十三年十一月二十五日

益御清安奉拝賀候。伊東茂右衛門事五、六日前北海道か一寸帰京、令弟御事益々御盛、当時ハ学校ニ従事なれ共、来春ニも相成候得も又所企も有之との事ニ御座候。

又爰ニ一事、此人ハ山口仙之助ト申旧本塾生、現今ハ箱根宮ノ下住居、随分資本ニも乏しからず、此度千葉県下地面買入ニ付、其探索之為メ態ト出張いたし、既ニ県庁知人の方へ添書もさし越置候得共、地面之事ハ其土

地之人ならでハ探索不行届之義も可有之ハ必定、就而ハ其御地へ罷出、様々御相談相願候義も可有之、何卒其節ハ宜布様御周旋御注意奉願候。い才ハ本人が可申上候得共、為念添書一筆如此御座候。早々頓首。

十一月廿五日

福 沢 諭 吉

菅治兵衛様 几下

【書簡集】第三卷六二―六三頁】

五三 菅 治 兵 衛

明治十三年十二月十五日

益御清安奉拝賀、過日も貴翰被下、未夕御返事も不差出内、昨日山口仙之助帰京、同人出張之一条二付而も、不容易御配慮を蒙り、誠ニ来書之通り何共名状も難成難物ニ有之よし、驚入候次第、仙之助も且驚且喜、以御蔭虎口を免れたりとて喜悦之余り歎息いたし居候。同人が万々御礼可申上ハ勿論ニ候得共、老生も為ニ添書を認メ此仕合ニ至りしハ誠ニ難有奉存候。何れ其中拝面万可申上候得共、不取敢一応之御礼まで。早々如斯御座候。頓首。

十二月十五日

福 沢 諭 吉

菅治兵衛様

尚以時候折角御自重専一奉存候。其中御出京にも相成候ハ、些御立寄奉待候。以上。本文之始末ハ夫レトなく交詢雜誌ニも記載可致様申者も有之、一場之大評判ニ相成候。

【書簡集】第三卷七一―七二頁】

一六七 堀越角次郎

明治二十四年九月二十六日

昨日も拝趨御用繁之処御妨仕、恐縮ニ不堪候。種々御面倒之義御処置被成下、誠ニ難有、尚此上共宜敷奉願候。其節願置候者万式千余之金子之内七千円ハ、当月末ニ或ハ入用之義出来可申哉ニ付、銀行より御請取相成候ハ、七千之数丈け御店之金庫ニ御仕舞置被下、残之分を帳面へ御記入奉願候。何れ月末ニも参上、其節万々御話可仕候。右御礼ニ兼而願用まで。勿々如此御座候。頓首。

九月廿六日

論 吉

堀越様

追而本文之七千円之金入用と申而も、今明日之事ニあらず。入用ハいよく月末ニ而相分可申義ニ御座候。此段も御含まで申上置候。

【書簡集】第七卷一一一頁

「封筒表」東京日本橋区大伝馬町三丁目 堀越角次郎様 要用 「封筒裏」封 福沢諭吉

○『福沢諭吉全集』『書簡集』では、封筒に関する記述がないが、右記の表書および裏書のある封筒に入っており、封筒表にある発信印は、「（左）東京三田 廿四日九月 二十六日 不便」と読める。これによって「二十四年カ」とされていたが、間違いはないと思われる。

一六五 堀越角次郎

明治二十四年十一月五日

今朝ハ早こカ拜趨、御用多之御中誠ニ恐入候。扱願置候品々、宅之娘共ハ朝カ待構居候次第、甚夕我儘千万ニ而申上兼候得共、三反ニ而も五反ニ而も、出来候丈けいた々候義ハ相叶間敷哉と、唯今宅カ交詢社へ申参候ニ付、其ま、使之者差上候。可否共此者へ被仰聞被下候様奉願候。右御面倒を憚らず申上候次第、娘共之痴情と被思召あしからず御承引奉願候。匆々頓首。

十一月五日

諭 吉

堀越様

【『書簡集』第七卷二二四—二二五頁】

〔封筒表〕堀越様 交詢社カ 福沢 当用 〔封筒裏〕封

一六一 堀越角次郎

明治二十四年十一月九日

過日来ハ色々御面倒之義相願、御蔭を以て仕立も大抵出来候ニ付、荷作りニ取掛候ニ付而も又々左之品々、御手数恐入候得共御調へ奉願候

一 さらし木綿 百反

是ハ急場ニ下帯ニしたり三尺帯ニしたり、又ハ手拭ニしたり、色々ニ用ひ候積ニ付、品柄ハ御見斗奉願

候。

一 二子木綿 五十反

是ハ過日相願候通り之品ニ而、しま柄ハ大小不揃ニ而不苦、震災地ニ贈る為めニもあらず、冬向ニなり宅ニ而様ニ用度、乍序奉願候。

一 染金巾 五十反

是も過日相願候品と同様之処奉願候。

一 つゞら 二ツ

是ハ昨日相願候四ツニ而絆天百枚おさまり不申候ニ付、何卒奉願候。

右之通御面倒相願ひ候処ニ而、さらし木綿ハ五十反ツ、包み分け度、是れハ如何致し而可然哉。五十反を一ツゞらに致而も、つゞらの方が大ニ過き可申、されバ紙か何かニ而包みて荷作ニ可相成哉、御差函奉願候。

品々相調候ハ、此使之者へ御渡奉願候。尚その代金之御書付もいたゞき度、金子差上度奉存候。右数々之御面倒奉願度、勿々如此御座候。頓首。

十一月九日

諭 吉

堀越様

【書簡集】第七卷二二六—二二八頁】

〔封筒表〕大伝馬町 堀越角次郎様 福沢諭吉 要書入 〔封筒裏〕封

二〇七一 服部 鐘 明治二十九年七月二十八日

私方末女おみつ事当年十八歳相成、先達より縁談を催し、潮田伝五郎と申方ニ結婚為致候。同人ハモト信州飯田藩士、唯今ハ電気学者ニ而、人□^物も至極宜敷候。婚礼ハ当月廿五日私宅ニ而執行致候。母親並ニ妹弟も有之候得共、おみつ夫婦ハ別居之約束ゆゑ、姑小姑と同居ハ不致筈ニ御座候。唯今さし向家も無之、先ツ私屋敷中之家ニ住居致し居候。

右ハ暑中御見舞旁申上度、匆々如此御座候。拝具。

二十九年七月廿八日

服部御姉様 人々御中

論 吉

【書簡集】第八卷二〇七—二〇八頁】

二三四 福島作次郎 明治三十年二月十日

一月十一日之華翰金沢氏方請取拝誦、其の後久ミ御起居を詳ニせざりし処、先以御清安珍重不斜奉存候。地方之事ニ付種々御勉強之よし、来書を見ても欣喜ニ不堪、御家族団欒、独立之生計、実ニ人間之至楽と存候。御手製之木綿之糸御恵与ニ預り難有奉存候。必ず老生之身の物ニ可致、芳情不知所謝厚く御礼申上候。

埼玉県ハ近し。折節ハ御出京相成度。都下之風光も日々に進歩、随分面白き事ニ候。

右ハ延引ながら御返詞ニ兼而御礼まで。匆々如此御座候。頓首。

三十年二月十日

諭 吉

福島作次郎様 梧下

尚以時下折角御自重専一奉存候。老妻かも宜敷申上候様申聞候。御出京之節ハ御立寄奉待候。以上。

【書簡集】第八卷二七七—二七八頁

〔封筒表〕埼玉県北足（立）郡田間宮村大字大間四十三番地 福島作次郎様 平安

〔封筒裏〕封 東京芝区三田 福沢諭吉

二四五 堀越角次郎

年未詳五月十九日

毎度御面倒之義申上、早速品物為御見難有奉存候。右之内

こんかすり 九反

ねるちゞみ上 八反

同 下 十五反

右丈けお貰ひ申して、余ハ返上仕候。御勘定相分候ハ、御報知相願度奉存候。右御礼旁要用のみ申上度、匆々如此御座候。頓首。

五月十九日

福 沢

堀 越 様

【『書簡集』第九卷二〇二頁】

○『福沢諭吉全集』『書簡集』では、前掲三〇二の封筒に入っていたことになっているが、現在は右記の表書裏書のある封筒に入っている。

(西沢直子)